

森の担い手育成拠点施設（ぎふ木遊館サテライト施設）企画運營業務委託仕様書

1 委託業務名

森の担い手育成拠点施設（ぎふ木遊館サテライト施設）企画運營業務委託

2 業務の目的

本業務は、令和6年夏に開館予定の森の担い手育成拠点施設（ぎふ木遊館サテライト施設）（以下、「サテライト施設」という。）において、「ぎふ木育30年ビジョン^(※1)」及び「中津川市森の担い手育成構想^(※2)」に基づき、子どもから大人まで幅広い方々の木育体験をサポートすることを目的とし、業務を実施するものとする。

※1：「ぎふ木育」及び「ぎふ木育30年ビジョン」については、以下の岐阜県ホームページよりご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/103470.html>

※2：「中津川市森の担い手育成構想」については、以下の中津川市ホームページよりご確認ください。

https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/material/files/group/39/ringyoubi_jonr4.pdf

3 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4 業務にかかる主な内容

2に定める目的を達成するため、委託を受ける者（以下、「乙」という。）は、以下の場所及び日時において、次の業務を実施するものとする。

①名称：（仮称）森の担い手育成拠点施設

②住所：中津川市付知町8581-1（道の駅花街道付知内）

③施設管理者：中津川市（以下、「甲」という。）

④業務日数：本業務の予定日数は、年間285日程度（メンテナンス休館日5日程度含む）とする。

⑤業務時間：原則、午前9時30分から午後4時30分とする。

なお、開館時間は、午前10時から午後0時30分、午後1時30分から午後4時までの2部制とする。

⑥休館日：火曜日（花街道付知の休館日に準ずる）、水曜日（水曜日が祝日の場合はその翌平日）、12月29日から1月3日、臨時休館日等 年間80日程度

⑦入館料：無料（木育プログラム等を実施する場合は参加費を徴収することは可）

⑧備品等：甲が休憩スペースとして提供する。休憩スペースは職員も使用する。

また、甲が電話機、パソコン、空調設備を設置するほか、光熱水費及び通信運搬費（電話料金）は甲が負担する。

5 業務の内容

乙は利用者の木育体験をサポートするため、以下の業務を実施する。

(1) まなび・あそび・ぶんか・いきもの・くらしの各ひろばの運営業務

ぎふ木育の知識や経験を有するスタッフ（運営責任者1名、スタッフ2名程度）を確保・配置し、以下の①から⑫の業務を実施する。

- ①木のおもちゃや木製遊具での遊びを通した木育体験の提供、及び遊びの見守り
- ②施設のコンセプトや施設内の木のおもちゃ、木製品の説明及びぎふ木育に係る情報の説明
- ③木のおもちゃ、木製遊具、床、柱、その他備品に関する安全点検、簡易補修、破損等で危険な備品等の撤去、倉庫からの補充の実施
- ④おもちゃの配置と片付け、開館中の施設内美観保持の実施
- ⑤メンテナンス休館日における、木のおもちゃ等の確認及びメンテナンス
- ⑥施設内の安全確認、危険な行為を行う利用者に対する声かけや中止指導
- ⑦市が実施する消火訓練、避難訓練、不審者対策訓練等への参加と知識、技術の習得
- ⑧危機事案の発生時における利用者の避難誘導など
- ⑨利用者の怪我や事故に対する対応
- ⑩乳幼児が舐めたり、汚れたりした木のおもちゃの撤去と消毒
- ⑪おもらし、便、嘔吐物が発生した場合の処理対応
- ⑫利用者からの要望・意見に対する対応と、市への報告

(2) 木育プログラム等の企画立案等

サテライト施設内、隣接する公園、周辺の木工作家等と連携して、ぎふ木育の普及啓発を目的とした木育プログラム等を企画立案し、開催準備及び実施までに業務を行う。

- ・実施日数：12日程度／年（月1日程度）
- ・開催時間：原則として、10時から16時
- ・参加人数：会場や内容により、その都度決定することとする。（原則、保護者同伴）
- ・体験時間：1回あたり30分～60分程度（最長90分）とし、1日に複数回実施することができることとする。
- ・参加費徴収：木育プログラムに必要な材料費等は実施者（講師）が参加者から徴収することができることとする。
- ・広報：実施する木育プログラム等の参加者募集のための広報
- ・内容：「ぎふ木育30年ビジョン」及び「中津川市森の担い手育成構想」に基づき、乳幼児（親子向け）、小中学生、大人まで幅広い世代が参加できる木育プログラム等を企画立案すること。

(3) ボランティアスタッフ管理業務

ぎふ木遊館との共催による「ぎふ木育サポーター養成講座」を実施し、ボランティアスタッフの登録管理等の下記の業務を行う。

- ・ボランティアスタッフ登録管理
- ・活動予定者及び活動した者の実績把握
- ・参加回数、時間に応じて費用弁償及び昼食費の実費相当額を参加したボランティアへの

- 支払い。(費用弁償は市の規定に準じて積算、1日参加は昼食費1,000円を支払い)
(ボランティア参加者数 見込み：1日当たり1～2名)
- ・ボランティア参加者にボランティア保険を掛けること。

6 運営態勢

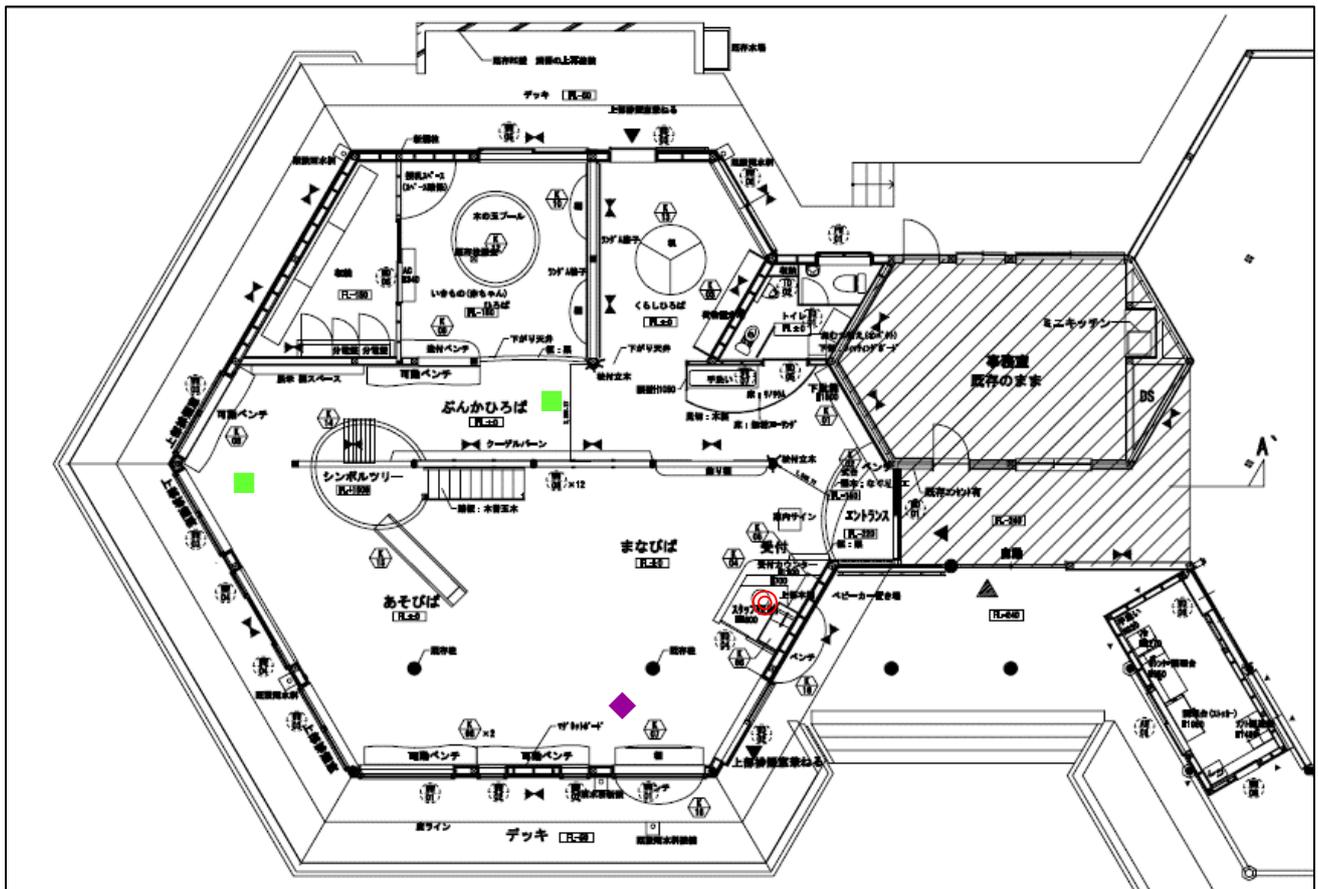
本業務を実施するため、乙は次に定める態勢を整え業務を実施する。

(1) 業務に係るスタッフ配置計画

- ①当施設において利用者の木育体験をサポートするため、業務の指揮・監督・命令ができる運営責任者を配置する。
- ②スタッフについては、「サテライト施設スタッフ配置計画案」を参考に、仕様書5(1)①から⑫の業務の実施に必要な人員を配置する。
- ③木育プログラム実施業務については、業務内容に応じて必要なスタッフを配置する。

サテライト施設スタッフ配置計画案

スタッフの配置イメージ図
市管理者(1名)、運営責任者(1名)、スタッフ(2名) ※ボランティアスタッフ含む



◎ 市管理者 ◆ 運営責任者 ■ スタッフ

(2) 配置するスタッフの資格、経験、能力

ぎふ木育を普及するための知識と経験を要する以下のスタッフを配置する。

- ①ぎふ木育推進員（※3）、ぎふ木育指導員（※4）、ぎふ木育サポーターでぎふ木育の普及啓発活動の実績を有する者を1名以上配置する。
- ②①以外のスタッフは、以下のうちいずれかの資格、経験、能力を有する者から選定すること。
ただし、イ) からオ) に該当する者のうち、ぎふ木育サポーター養成講座を受講したことがない者は、初めて業務に従事する年度に実施するぎふ木育サポーター養成講座を受講することとする。
- ア) ぎふ木育サポーター養成講座を受講した者
イ) 地方公共団体等が実施した木育指導者等の資格取得や研修を受講した者
ウ) 常設版ぎふ木育ひろばや他の木育施設において勤務及び活動経験を有する者
エ) 「保育士」、「社会福祉士」、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者（幼稚園・小学校・中学校・高等学校等）。
オ) 認定特定非営利法人芸術と遊び創造協会が認定する木育インストラクター又はおもちゃコンサルタントの資格を有する者
カ) 「木育スタッフの会」、「えーな木育クラブ」や他の木育に関わる団体において活動経験を有する者

※3 ぎふ木育推進員はぎふ木育の普及を推進するため、県立森林文化アカデミーにおいて森林環境教育や木育について学び、森林環境教育関連の講師の講座等のコーディネートの実績があるものを県が委嘱しています。

※4 ぎふ木育指導員は、県が主催するぎふ木育の研修を受講、又は県立森林文化アカデミーで所定のカリキュラムを履修し、ぎふ木育を伝えることの知識を有するとともに、木育プログラムの企画や木のおもちゃ広場での木育体験サポートの経験を有するもの

(3) その他、留意事項

運営及びスタッフ接遇等のマニュアルを作成するとともにスタッフ研修を計画すること。

また、スタッフの雇用については、各種法令を遵守するとともに、雇用形態に応じ、社会保険等に加入することとする。

7 業務の適正な実施

(1) 関係法令の遵守

乙は、本業務を実施するにあたり関係法令等を遵守する。

(2) 業務の一括再委託の禁止

乙は、自身が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合、甲と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

乙が、当業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、中津川市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、必要な置を講じなければならない。

(4) 守秘義務

乙は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 知的財産の取扱い（著作権は除く。）

乙は、本業務の実施のために必要な乙が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、乙の責任により対処することとする。

8 業務の継続が困難となった場合の措置

委託契約期間中において、乙による業務の継続が困難となった場合には、甲は契約を解除できるものとする。

(1) 乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、甲は契約を解除できるものとする。そのために、甲に損害が生じた場合には、乙が賠償するものとする。

なお、次期受注者が支障なく当業務を遂行できるよう、乙は業務の引継を行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、甲及び乙双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

9 暴力団の排除措置

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 履行期間の延長の請求

乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に業務内容の延長を請求することができる。

10 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、甲と十分協議したうえで行うものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項は、甲と乙との間で協議のうえ定める。